# 遠隔保健指導について





# 目次

1. 生活習慣病予防健診(従業員)の実施状況	P2
2. 特定健診(被扶養者)の実施状況	P3
3. 特定保健指導(被保険者)の初回面接実施状況	P4
4.特定保健指導(被保険者)における遠隔面談実施	恒 ······ P5
5.遠隔保健指導マニュアル	P6
6. 遠隔保健指導の課題	····· P10

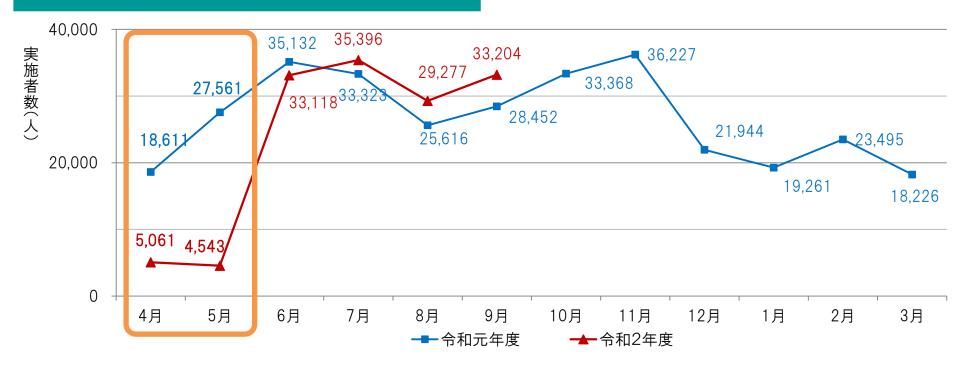
#### 1. 生活習慣病予防健診(従業員)の実施状況

- ●緊急事態宣言により、3月~5月の集団健診を中止
- ●特定警戒都道府県における施設健診も中止。4月~5月の健診実施者数は、ごく僅か
- ●6月から、感染予防対策を行ったうえで事業を再開。三密を避けて1日の実施定員を減らし、

#### 感染予防を行いながら再開

※【生活習慣病予防健診】協会けんぽ加入の35歳以上の被保険者(本人)が利用できる任意の健診。労働安全衛生法の健診(事業者健診)項目に加え、がん検診などがセットで受診できる。

#### 生活習慣病予防健診実施者数の推移(実施月ベース)

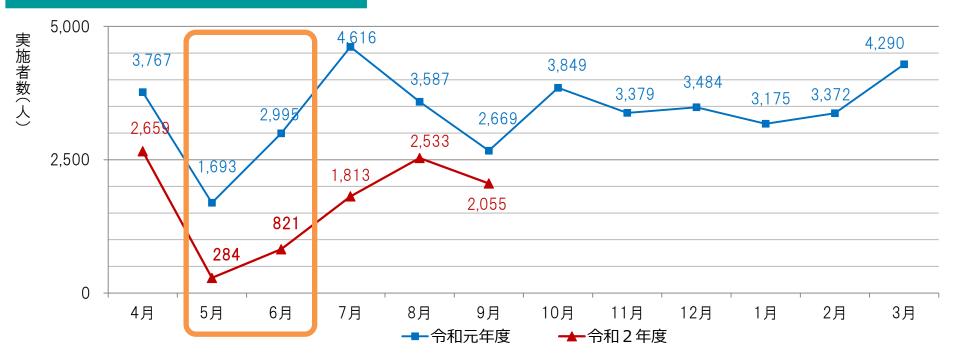


## 2. 特定健診(被扶養者)の実施状況

- ●緊急事態宣言により、3月~5月の集団健診を中止 3月だけでも、55会場1,718人の申込者に影響
- ●特定警戒都道府県における施設健診も中止。4月~5月の健診実施者数は、ごく僅か

#### 特定健診実施者数の推移(請求月ベース)

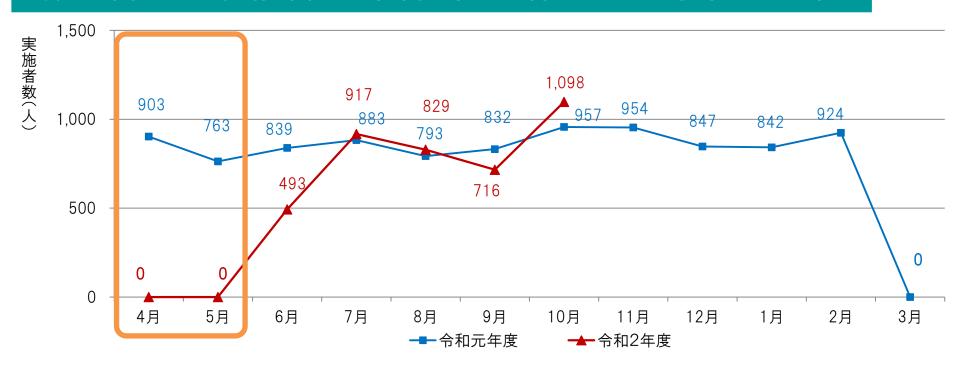
※請求月ベースのため、4月・5月実施の実施者数は翌月に反映



#### 3. 特定保健指導(被保険者)の初回面接実施状況

- ●特定警戒都道府県における対面による特定保健指導を中止
  - ・3月~5月は、協会けんぽの保健指導者が事業所を訪問し実施していた特定保健指導を中止
  - ・健診も中止したことから、健診機関における健診当日の特定保健指導も中止
- ●6月から、感染予防対策を行ったうえで事業を再開

#### 協会けんぽ保健指導者による特定保健指導(被保険者)の初回面接実施者数の推移(実施月ベース)



## 4. 特定保健指導(被保険者)における遠隔面談実施

感染予防対策を行ったうえで**保健指導**を再開するも、 感染を心配する事業所、在宅勤務者のいる事業所等 から、遠隔面談の要望がある



情報通信技術(ICT)を活用した遠隔面談の実施

「遠隔保健指導マニュアル」を作成

#### ①事前に事業所に伝えておくことなど(事前準備)

- ■プライバシーが守られる環境(できれば個室や会議室等)を 用意していただくよう依頼する
- ■端末および通信料は利用者側の負担である旨を説明する
- ■当日つながる電話番号を教えてもらう
- ■予定時刻の10分前に指導担当者から電話をする旨を伝えておく (ID・パスコードを伝える必要があるため。)
- ■パンフレット等保健指導に必要なものを事業所へ送付する

#### ②当日の流れ

● タブレットで「Zoom」を起動し、ホストで利用する準備をする



②パスワードが表示されるので、IDとパスワードを 事業所担当者または対象者に電話で伝える



❸新規ミーティング(保健指導)を開始する



#### ③面談を開始する前に対象者に確認すること

- ■プライバシーが保護される環境(事業所の会議室等)であるか確認する
- ■場所が事業所でない場合は、3点以上による本人確認を 行う
  - (氏名・生年月日・保険証記号番号・住所・事業所名等)
- ■録画・録音・撮影は禁止である旨を説明する
- ■個人情報は画面に映さないよう説明する

#### ④面談中の注意点

- ■面談中の動画・音声については録画・録音・撮影は禁止
- ■健診結果等の個人情報は画面に映さないようにする
- ■面談中は対象者以外のアプリ接続(参加)は禁止

#### ⑤ID・パスワードの発行回数

- ■パスワードは指導実施日時や場所毎に設定することとし、同
- 一事業所であっても使い回さないようにする

### 6. 遠隔保健指導における課題

- ●タブレット等の機器操作に慣れていない方、Wi-Fi等の通信環境が整っていない方は遠隔保健指導ができない
- ②実施前に資料等を送付しなければならない等、実施側・ 受け手側双方の準備が対面より繁雑になる
- ❸画面に顔しか映らない、目線をあわせづらい、タイムラグがある等、指導対象者とのコミュニケーションが対面よりとりづらい
- 4対面より保健指導の効果があがるかは現時点では不明

# ご清聴ありがとうございました